

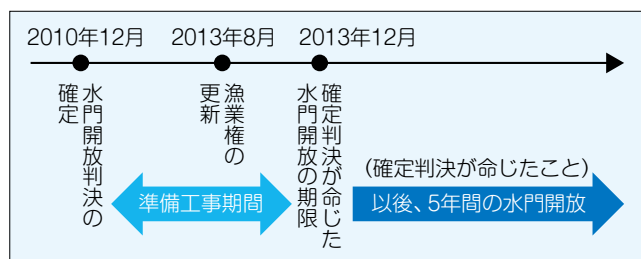
有明海漁民・市民ネットワーク（漁民ネット）
 〈東京事務局〉
 〒171-0032 東京都豊島区雑司が谷3-11-4-205
 SYスタジオ内 TEL/FAX 03-3986-6490
 Eメール ph@ariake-gyomin.net
 ホームページ http://www.ariake-gyomin.net/

開門をめぐる最新動向

～請求異議訴訟 破棄・差し戻し判決を受けて～

陣内隆之（漁民ネット事務局）

諫早湾潮受け堤防排水門の常時開放を命じた判決（開門判決）が確定してから間もなく9年になります。この9年間、国は、確定判決の履行をサボタージュするという前代未聞の暴挙を続けています。その一環として、国は、履行期到来の翌月（2014年1月）に、確定判決の強制執行ができないようにするための裁判を起しました。これが請求異議訴訟です。一審の佐賀地裁は、国の請求を退けました。ところが、二審の福岡高裁は、昨年7月、「原告漁民が持つ開門請求権の根拠となる漁業権は10年ごとに更新されており、判決確定後に更新された漁業権は新たなものであるから、開門請求権の根拠となった漁業権は失効している」という暴論で、国の主張を認めてしまいました。



これに対して、今年9月13日、最高裁は、二審判決を破棄し、審理を高裁に差し戻しました。理由は、開門判決は漁業権更新後の2013年12月までの3年間を準備期間として5年間の水門開放を命じていることから、更新後の漁業権に基づく開門請求権をも包含するというものです。そして、二審が漁業権更新論の判断しか示していないことから、国が主張する他の理由についても審理を尽くすように求めました。安倍政権下

最高裁前で請求異議訴訟の判決を伝える原告・弁護団（9月13日）



では官邸に付度する司法判決が続いているので心配しましたが、至極まっとうな判断が下されました。

口頭弁論が行われるという報を5月22日に受けて、最高裁で口頭弁論が行われるのは判決見直しの場合がほとんどであることから期待していましたが、その後6月26日に、これまで判決を保留していた小長井大浦開門訴訟や開門差し止め訴訟の独立当事者参加についての上告審で、理由を示さずに漁民側の敗訴を確定し、漁民の独立当事者参加を認めずに開門差し止め判決を確定させたことから、請求異議訴訟でも漁民側敗訴の可能性はあり得ると懸念していました。そこで、漁民ネットでは、最高裁に対して「福岡高裁判決の破棄と農漁共存の新たな和解協議を求める」要請書を口頭弁論の期日である7月26日に手渡しました。要請にあたり、全国沿岸漁民連絡協議会を通じて要請書への賛同を全国の沿岸漁業者に呼びかけ、その声も最高裁に伝えました。獲得した勝訴確定判決が10年ごとの漁業権更新によって実質無効化されてしまうならば、もはや裁判で救済を求めることは困難になってしまう



大間漁協マグロ延縄部会（青森県）から最高裁要請への賛同として寄せられた写真

目次

- 開門をめぐる最新動向～請求異議訴訟 破棄・差し戻し判決を受けて～（陣内隆之）…………… 1
- 第18回漁民ネット総会を柳川市で開催…………… 2
- 諫早現地報告（時津良治）／ニック・デイビッドソンさん諫早湾訪問記（菅波 完）…………… 3
- 新刊「いのち輝く有明海を一分断・対立を超えて協働の未来選択へ」普及のお願い（田中 克）…………… 4
- 諫早湾干拓事業を完全に無視した有明海評価委員会の機能喪失（宇野木早苗／佐々木克之）…………… 5
- 諫早湾干拓問題ラジオAIネット放送中！／編集後記…………… 8

ことから、有明海だけでなく全国の漁業者にも通じる重大問題だからです。さすがに、最高裁も全国の漁業者にも波及する判例になること、司法の役割そのものを否定する判決を出す影響に配慮したのでしょうか。全国の沿岸漁業者からは多くの賛同が寄せられ、その支援も力となって、まっとうな最高裁判決につながったと思います。同時に、漁業権免許の優先順位の廃止をはじめとする漁業法改悪の動きと闘っている全国の沿岸漁業者との連帯の大切さを感じました。

この最高裁判決に対して、マスコミ報道では、「時の経過による事情の変化によっては（開門確定判決の）無効もあり得るとも示唆している」など、補足意見に引きずられた記事が多く見られました。しかし、補足意見は、全員一致の破棄差し戻し判決に対する個人的なコメントに過ぎず、国が主張する事情変更論や権利濫用論が正しいと最高裁全体が示唆したものではありません。事情の変化で確定判決の強制力を排除することは、履行義務の先送りを容認するものであり、また事情変化を理由に審理が永遠に続くことが可能となり、厳しい要件を課している請求異議訴訟の範囲を逸脱しています。さらに、佐賀大学の速水祐一准教授の論文（＝諫早湾閉め切りによって、有明海沖合の高密度水が湾奥底層に侵入しやすくなった結果、貧酸素化が進行した）など新たな知見が積み重なり、開門調査の必要性はますます強くなっています。司法が正常に機能するならば、事情変更論や権利濫用論などの国の主張が認められるはずがありません。

事情の変化で言えば、新干拓地から撤退した営農者が、9月24日、損害賠償を求めて新たに国と長崎県を提訴しています。干拓農地で営農を続けるマツオファームら2社の係争に続くものです。2008年の営農開始から10年間で、41経営体のうち12経営体が撤退しています。優良農地という宣伝にだまされ、厳しい営農



今年の夏も調整池にはアオコが大発生（8月22日）
※次ページの「ニック・デイビッドソンさん諫早湾訪問記」参照

を強いられているのです。江藤農水大臣は、10月2日の現地視察の中で、開門せず基金による和解をめざす従来の政府方針に変わりがないことを明言しましたが、農業者からも開門を求める声が出る中で、非開門を話し合いの前提条件とする態度は許されません。国には、農業と漁業が共に救済され、有明海沿岸の地域社会の再生をめざす大局的な政治判断が求められます。

「諫早湾干拓問題の話し合いの場を求める会」が行ったアンケート調査によれば、開門の賛否で地域差が見られ、新住宅地では開門賛成の声が半数となっています。また、水害や防災対策、漁業補償金、開門方法などの正しい情報が住民に知らされておらず、それが開門反対の声につながっていることも分かりました。たとえ請求異議訴訟で漁業者側が負けたとしても、強制執行が免除されるだけで開門判決の履行義務は残ります。同様に、開門差し止め判決も確定しており、国は文字通り相反する義務で板挟みになっています。これを解決するには、話し合いによって決着させる以外にありません。国と長崎県のプライドが問題解決の障害となっているわけですが、住民本位の真の解決のためには、前提条件なしにすべての関係者が集う話し合いのテーブルが不可欠です。福岡高裁での差し戻し審理が年明けに始まります。長い闘いが続きますが、今後も粘り強く行動していきましょう。

第18回漁民ネット総会を柳川市で開催

漁民ネットの第18回総会を、6月15日に福岡県柳川市の大和漁村センターで開催しました。2018年度の活動報告や会計報告を行い、2019年度の重点課題として、独自の調査研究活動の実施や、最高裁での請求異議訴訟で破棄・差し戻し以上の判決を勝ち取ること、4県の漁民が一致団結して「基金案」を拒否し、「開門」の実現を目指すことなどを確認しました。

後半では、全国沿岸漁民連絡協議会事務局長の二平章さんに、地域の農業・漁業をないがしろにする国の「農漁業改革」の問題や、家族漁業重視に転換している国際的な動きなどについて講演していただきました。また、千葉県沿岸小型漁船漁協組合長の鈴木正男さんから連帯のご挨拶をいただきました。



第18回漁民ネット総会の様子。総会の資料は漁民ネットのホームページにアップしていますのでご覧ください。<http://www.ariake-gyomin.net/info/190615soukai.html>

諫早現地報告

時津良治（漁民ネット事務局）

諫早農地の露地畑では、主にキャベツやレタス、ブロッコリー、ニンジンなどの秋冬野菜が作付けされています。8月中旬から9月上旬に続く、秋雨前線の停滞による長雨の影響を受けて作付けが遅れていましたが、その後の晴天で作業の遅れを取り戻し順調に生育しているようです。早いところでは収穫も始まりました。これからは育苗されているタマネギが100ヘクタールを超える畑に定植されます。

冬季の冷害やカモによる食害対策のため、露地栽培エリアにも簡易ハウスの設置が増えました。主にレタスを栽培されるようです。

2008年に始まった諫早農地では、去年、2回目の契約更新が行われ、撤退や新規の公募がありました。今年に入ってもいくつかの区画で解約が行われています。この区画は既存の借受者による規模拡張に充てられました。公募しても新たな応募がないのが現状でしょう。現在の借受者は35の法人、個人と県の試験場。

大規模であるために作付けや収穫時の人手確保も大変のようです。農閑期もあって常時の雇用は難しく、臨時の作業員確保に頼らざるを得ない状況ですが人手



簡易ハウスのレタスの栽培

が厳しいと聞きます。他にも経営は大丈夫だろうか心配される借受箇所もあり、今後も資金と技術力を持った企業に集約が進むと思われます。

諫早湾では、主要生産物であったタイラギは絶滅状態で回復のめどは立たず、休漁に代わる漁業振興策としてのカキ・アサリの養殖が主な漁業収入となっています。夏まではホヤの付着によるカキの生育不良が言われていましたが、さらに台風によりカキいかだの破損や吊りしたロープごとの落下もあり大きな被害が出ているようです。これから収穫期を迎えますが例年になく収入は厳しそうです。

アサリは養殖場に覆砂の後、12月に放流が行われて来春の出荷となります。前年度は湾内3漁協で約220トン放流され、95%は県、市、諫早湾地域振興基金による補助金でまかなわれていますが、限られた収入で生活も大変です。

ニック・デイビッドソンさん（元ラムサール条約事務局次長） 諫早湾訪問記

菅波 完（漁民ネット事務局長）

漁民ネットの事務局メンバーも関わっているラムサール・ネットワーク日本が、今年、設立10周年を迎え、8月25日に東京で記念シンポジウムを開催しましたが、それにあわせて来日したラムサール条約事務局の元事務局次長、ニック・デイビッドソンさんを、8月22日に、諫早湾干拓の調整池（北部排水門）に案内しました。

これは、今回が2度目の来日だというニックさんに、日本における干潟湿地保全の重要地点を見ていただこうと企画したもので、8月22日に長崎県の石木ダム計画地と諫早湾の調整池、23日は熊本の川辺川ダムの計画地だったところと荒瀬ダムの撤去跡、さらに球磨川河口干潟を案内しました。漁民ネット事務局の菅波、陣内隆之さん、柏木実さんと、立命館アジア太平洋大学の山下博美さんが同行しました。

言うまでもなく、長崎の諫早と石木ダムの現場は、自然破壊の「悪い見本」であり、熊本の3地点は、ダ

諫早湾北部排水門にて（8月22日）。左から、陣内さん、菅波、ニックさん、柏木さん



ム計画を食い止めたり、ダムを撤去して自然を回復したりした「良い見本」です。

有明海では、荒尾干潟、東よか干潟、肥前鹿島干潟がラムサール条約に登録され、荒尾では、漁民ネット関係の漁師さんも干潟観察会の講師役として活躍しています。今回、ニックさんには、北部排水門付近でアオコが発生し、悪臭を放っている現場を見ていただくことになってしまいましたが、本当は、諫早も「開門」により、一日もはやく干潟の生態系を回復し、荒尾など、他のラムサール条約湿地とのネットワークで、有明海の干潟生態系の再生を目指すところを、ニックさんにも胸を張って見せられるようにしたいと思います。

「いのち輝く有明海を 一分断・対立を超えて協働の未来選択へ」 普及のお願い

田中 克 (NPO 法人 SPERA 森里海理事・京都大学名誉教授)

限りなく豊かであった有明海にさまざまな環境改変が重なり、国営諫早湾干拓事業のために全長7kmの潮受け堤防が設置され、豊かな有明海の源であった森や川と海のつながりが乱暴極まりなく分断され、自然と共に生きてきた地域社会を崩壊に至らしめました。

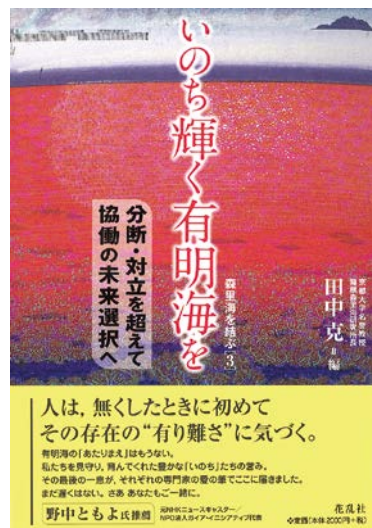
森で涵養された栄養豊かな水は本来なら海の生物を育む源ですが、森(川)と海の間に調整池が設置され、森から生み出される良質の水は発がん性物質を含むまでに汚染され、開門絶対反対を掲げる県や国によって定期的に「開門」排水され続け、かろうじて漁業を続ける潮受け堤防外の漁場に深刻な影響を与え続けています。そのような中、開門すると塩害で干拓地農業に深刻な影響が出ると「開門反対」を強制されてきた営農者の中から、「冬は冷蔵庫、夏は温泉となる調整池を元の海に戻して、周辺環境を温和に戻さない限り、干拓地でのもともな農業は続けられない」と、公然と開門を主張する農業者が現れました。

本来、森で涵養された水が農地を潤し、同時に海の生物生産を支える自然の循環は、林業者、農業者、漁業者は同業者であることを物語っています。そのような考えを基本に、2017年7月に、京都に本部を置く一般社団法人全国日本学士会の会誌 ACADEMIA 162号に「有明海再生への道」を特集しました。その冊子に注目した一般社団法人地球システム・倫理学会が全国日本学士会と共催で、2018年9月29日に「有明海の再生に向けた東京シンポジウム」を開催し、その成果



有明海の再生に向けた東京シンポジウム (2018年9月29日)

「いのち輝く有明海を」
田中 克 編／花乱社 刊
A5判／並製／312頁
定価(本体2,000円＋税)
ISBN978-4-910038-
90-4 C0051



は ACADEMIA 168号 (2018年10月号) にまとめられました。

一方、2011年以来、腎臓機能を担う干潟の再生実験を佐賀県多良町のアサリ漁場で進め、かつてはニホンウナギにあふれた柳川の掘割にウナギと水遊びを楽しむ子供たちの復活を目指す NPO 法人 SPERA 森里海が継続してきた有明海再生シンポジウムの10回目を、本年9月8日に諫早市で開催しました。それに合わせて、ACADEMIA 2誌を軸に、18名の多様な分野の皆さんによる有明海問題に関する総合書として『いのち輝く有明海を一分断・対立を超えて協働の未来選択へ』を、博多の小さな志のある花乱社から刊行することができました。

このような流れの中で、これまでの誤った情報などによって生み出された分断・対立・不信感などの不幸な事態を乗り越えて、続く世代の幸せを最優先に願ひ、多様な分野・多様な世代が、有明海／諫早湾と潮受け堤防を見渡せる多良山の中腹に集い、有明海と周辺地域社会を育む「森里海を結ぶ植樹祭」を開く機運が高まりつつあります。森と海のつながりに思いを抱く林業家、多良山に感謝する会、多良山中腹で営む酪農家、農業者、漁業者、マスコミ関係者、諫早市民など、同じ思いの多様な分野の人々が結びあい始め、小長井町の若手漁師が「自分が中心となって植樹祭を進める」と名乗りを上げてくれました。来春3月20日に、親子連れの第1回植樹祭を開催することになりました。

本書を出版いただきました花乱社のご厚意により、本書を定価の2,000円でご購入いただきますと、その一部(15%前後)を植樹祭開催基金にご提供いただけます。本書の普及は有明海再生の世論を喚起し、同時に再生への取り組みの基金を募ることになります。有明海漁民・市民ネットワーク会員の皆さまの本書普及へのご尽力を、お願い申し上げます。

諫早湾干拓事業を完全に無視した有明海評価委員会の機能喪失

宇野木早苗（日本海洋学会名誉会員）

佐々木克之（元水産庁中央水産研究所室長）

要旨：農水省が激しい反対を押し切って実施した諫早湾干拓事業後に、有明海異変と称される有明海の著しい環境の悪化と漁業の衰退が生じた。これに対する社会の激しい非難を避けるために環境と漁業の回復を目的として有明海評価委員会が設立された。だが委員会は諫早湾干拓事業を完全に無視して、原因を明確にすることなく再生策を講じている。この結果、膨大な経費が投じられているにも関わらず再生はならず、20年近く経過した現在でも有明海異変は継続している。委員会が機能を喪失している原因と実態をその報告書に基づいて明らかにする。

1. 有明海評価委員会の設立

諫早湾干拓事業後に生じた有明海の顕著な漁業被害と環境悪化に対する社会の激しい非難を避けるために、国は法律と委員会を作り、種々の再生対策を実施した。

2001年11月に議員立法によって「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が成立した。法案の目的は、有明海と八代海の再生に関する基本方針を定めて、海域の特性に応じた環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関して実施すべき計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることとなっている。

しかし成立した法案を良く調べると、目的が期待できそうもない羊頭狗肉の内容である。それゆえ九州弁護士会連合会・熊本県弁護士会（2002）は、「今回の法案はあまりにも問題点があり、有明・八代海の本当の再生には程遠いものであって、（中略）再生どころかかえって環境悪化させるお墨付きを与えかねない」と批判している。

再生対策が効果を上げるためには、効果的な評価体制と管理体制が必要である。法律では有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下有明海評価委員会と略称）が設立されていて、委員会は国及び県が行う環境改善の諸施策による総合的結果をもとに、海域の再生に関わる評価を行うことになっている。

しかしこの委員会が実施した評価は、残念ながら以下に述べるように偏っていて、科学的に信頼性が著しく低い。また再生策が現実に効果的に実施されているかを検討する管理体制も明確とは言えない。このために莫大な経費が投じられているにも関わらず再生の実を伴わず、有明海異変は20年近くも続いて、多数の

漁民と関係する住民は苦しい生活を強いられている。有明海異変の実態と再生への道は、例えば諫早湾開門研究者会議編（2016）の著書に示されている。

2. 諫早湾干拓事業を完全に無視した有明海評価委員会

有明海再生を目標に設立された有明海評価委員会は、2017年に600頁近くに及ぶ膨大な報告書を発表した。だがこの報告書では有明海異変の根本原因であると一般に考えられている諫早湾干拓事業を、完璧に無視して一言の言及もない。この驚くべき重大事実を、ここに明確に指摘しておく。

報告書の「4章 問題点とその原因・要因の考察」の第1節で、再生目標に対する基本的考え方として、「…こうした原因・要因の考察においては、その特定自体は目的でなく、有明海及び八代海の再生に向けた措置に資するとの観点から、評価委員会の見解を示すものである…」と述べている。

この内容は、筆者のみならず、おそらくほとんどの読者は理解できないであろう。この文章においては、問題が発生したときにその原因・要因を調べる上で、発生源を特定することを目的としないと、わざわざ宣言している。問題の発生源を特定せずして、どうして原因を明確にすることができようか。また発生源を知ってそれを除去することなくして、どうして問題を解決することが出来るであろうか。600頁近い報告書を読んで驚くのは、環境や漁業の悪化に対して、要因は縷々述べているが、原因についての記述で諫早湾干拓事業を全く無視していて、これに関する記述を見出すことができないことである。

以上のことから、有明海評価委員会の考えが明白に理解できる。すなわち委員会は、農水省や環境省の評

価委員会事務局の意向に沿って、諫早湾干拓事業が有明海異変の基本原因であることを認めたくないのである。認めれば、激しい反対を押し切って強行した諫早湾干拓事業が失敗であることを認めたことになり、国の誤りと責任が問われることを恐れているのである。

また、上記のような有明海評価委員会のあり方は、「よみがえれ！有明訴訟」の司法の判断にも深く取り入れられて、大きな影響を与えている。これについては弁護士の吉野（2016）の報告があり、委員会の対応に厳しい批判を加えている。司法もまた国民の期待に背いて行政の誤りの指摘を避けているのである。

3. 有明海評価委員会報告書の問題点

評価委員会は2006年に第1次の報告書を提出した。これに対して多くの研究者や漁業者などが問題点を指摘した。最も基本的な指摘は、有明海の漁業不振と環境崩壊の原因を解明することなく、再生の在り方を述べたことである。この結果、再生の実は上がらず、現在でも相変わらず有明海異変は続いている。

今回の報告書においても、驚くべきことに頁数は約600頁に増えたが、依然として第1次報告書の問題点は改善されていない。この報告書の問題点については、諫早湾開門研究者会議（2017）や佐々木（2016、2017）などが報告を行っている。この報告書の最大の問題点は前節に述べた諫早湾干拓事業の完璧な無視であるが、ここでその他の主要な問題点を考える。なお報告書は有明海と共に八代海も取り上げているが、本書では有明海についてのみ考える。

（1）要因を並べて、原因を考えない

報告書では、それぞれの環境悪化、生態系劣化、漁獲減少の各項目について、現状については非常に詳しい解説を行っている。またそれに関係すると思われる要因についても縷々として述べている。だがそれを生じた原因について触れることは避けている。例として、報告書4章の「問題点とその原因・要因との考察」の中における魚類の減少に関する結論を紹介する。それは下記の内容である。「有明海の主要な魚類等の減少要因として、貧酸素水塊の発生等の生息環境（底層環境や仔稚魚の輸送経路、仔稚魚の生育場）の変化と、生息場（特に仔稚魚の生育場）の縮小等の可能性が挙げられる。」

これによると、生息環境の変化や生息場の縮小が魚類の減少につながることは理解できるが、なぜ生息環境が変化したか、なぜ生息場が縮小したか、最も重要なその原因についての検討は行っていない。変化し、縮小した原因を明らかにし、それを取り除くことによ

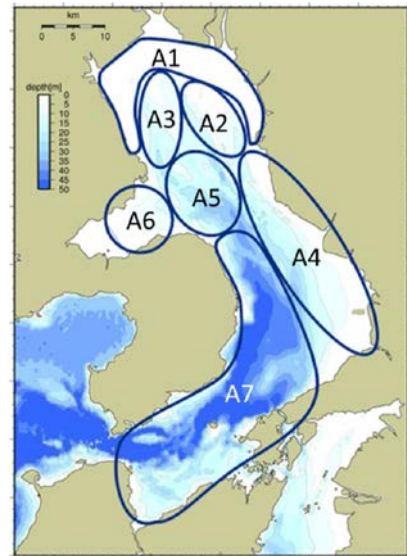


図1 7つの小海区に分けられた有明海、有明海評価委員会報告書による

って初めて魚類の生産の回復が可能になるのである。これを実行して、はじめて委員会も役割を果たせると言えるのである。

これは一例に過ぎないが、有明海異変の各項目についても全く同様なことが言えて、有明海異変の根本原因についての考察は見出されない。

（2）樹を見て森を見ない

報告書では今回の新しい試みとして、有明海を図1に示す7つの小海区に分けて特性を調べ、海区それぞれに取るべき対策を極めて詳細に述べている。八代海についても同様な手法が取られていて、このために紙数は全頁の6割近くを占めていて、これが報告書の主体になっている。

部分海域の特性に注意を払う意味は認めるが、有明海は水平および鉛直の循環によって密接に結ばれている。物質循環も同様である。そしてそこに生息する生きものの多くは一か所に留まって生涯を送るのでなく、産卵・保育、成長、生活する場所を異にすることが多く、その全体の生活史を見なければならない。

ただし、分割した小海域に対する詳細な考察の後に、全体に関わる部分についても多少の考察を加えているが、申し訳的で極めて不十分である。すなわち4章の「問題点とその原因・要因の考察」において有明海に関して、海域区分ごとに対しては200頁近くを割いているが、共通と考える部分に対しては数頁を当てているに過ぎない。全体の把握を乏しくして分割小部分に主眼を置くのは本末転倒で、樹を見て森を見ざるというべきである。

ここで、かつての瀬戸内海では部分海域のみに注目して全体を見なかったために、瀬戸内海が汚濁の海と

なって黒い運河と化しつつあるといわれた例を振り返ってみる。これに対する対策は、当時は府県ごと・海域ごとに成されていたのであった。そこで相談を受けた速水・宇野木（1970）は、瀬戸内海は1つの海と捉えるべきだと考え、当時得られる限りの海洋資料を集めて解析し、その結果に基づいて一例として、図2に示す結果を得た。これは瀬戸内海の各海湾にそれぞれ等量の保存性物質を投入し続けたときの、瀬戸内海全体にわたる最終の濃度分布を数値計算で求めたものである。

これによれば、例えば瀬戸内海中央部に投入した場合に、その濃度は大阪湾の濃度の3倍程度になり、大阪湾においては大阪湾に投入した場合に近い値になることが分かった。それゆえ瀬戸内海は一つながりの海であって、これまでのように府県ごと、海湾ごとの対策では、瀬戸内海の実環境改善は到底困難であることが明白に理解できた。この研究結果が朝日新聞一面に特ダネとして大きく報道されて以来、瀬戸内海を全体として考えねばならないという認識が急激に高まり、瀬戸内海に属する13首長の会談が行われ、瀬戸内海特別措置法の成立、瀬戸内海の総量規制などに繋がっていった。

図1に示す有明海の小海域は、瀬戸内海の諸海湾同士よりもっとはるかに密接につながっている。このとき全体への対策をなおざりにして、報告書の大部分を割いて無理に分割した小海域ごとの現状把握と対策に力を注ぐことが、どれほどの意義があるかと疑問を持たざるを得ない。全体を対象にしてもっと本質的な対策を考えるべきである。

(3) 開門調査の無視

福岡高裁は2010年12月6日に有明海異変の解決に資するために、諫早湾を締め切っている水門を開いて調査をするように命じた。国はこれを受け入れてこの判決は確定した。だが農水省は様々な理由をつけて開門の実施を否定し、行政が司法に従わないという異常事態が起きた。そしてこの判決を破棄するように全力を尽くしている。

開門調査が有明海異変の原因を考える上に有効であることは、2002年に農水省が実施した短期・小規模な開門調査によって理解できたことである。したがって、有明海異変の解決を図る使命を帯びた委員会には、開門調査は委員会の任務に必要なことと思える。開門調査の必要性和重要性は、諫早湾開門研究者会議（2016）も報告書で指摘している。

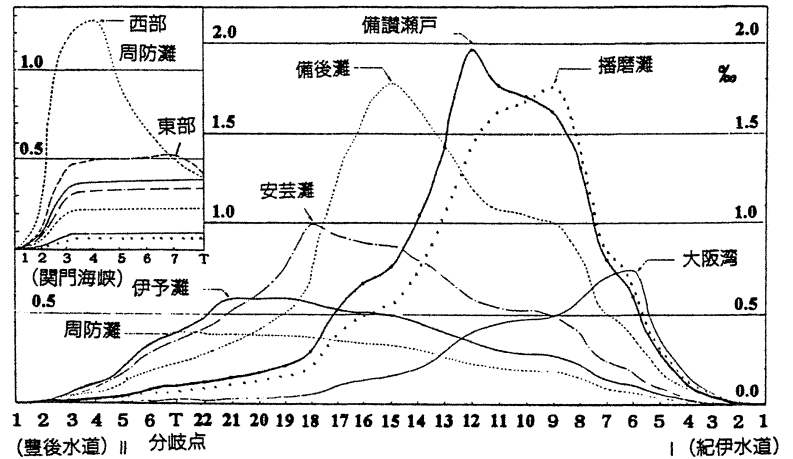


図2 瀬戸内海の各海域に保存性物質を投入し続けた場合の、瀬戸内海全体における濃度分布（速水・宇野木、1970）

だが奇妙なことにこれほど問題になっている開門調査の件が、この膨大な委員会報告書に触れられることは全くない。これは、干拓事業と有明海異変との関係を明らかにしたくないとする農水省と環境省の評価委員会事務局の意向に、評価委員会が添ったものと判断される。すなわち諫早湾干拓事業というキーワードが、報告書に現れないのと同じ事情にある。だが評価委員会が開門調査の件に全く触れず、それから逃げるのは、その成立の目的からして到底理解できないことである。

なお2010年の福岡高裁の開門調査を命じた判決に対して、それを強制しないよう国が漁業者に求めた請求異議訴訟では、残念ながら2018年7月30日に同じ福岡高裁によって、実態を無視した法的な漁業権の解釈によって漁業者側が敗訴となった。その後、この訴訟は上告され、2019年9月13日に最高裁は福岡高裁の判決を破棄し、高裁に審理を差し戻した。

(4) これまでの再生対策の効果が不明である

これまで評価委員会には有明海の再生を目指して議論し、その結果で得た再生策を関係機関に報告し、提言しているはずである。これは委員会の役目である。そして関係機関はこの提言を参照して、種々の方策を講じたと思われる。それゆえ委員会には、自分たちの提言がどのように活用され、効果を上げているかをチェックして、次の提言に結び付けていくことが、目的の達成に必要な不可欠と考えられる。このため委員会報告書では、その成果が詳しく記載されることが必要である。

しかし今回の膨大な報告書では、これまでの長年にわたる委員会の活動によって、有明海の実環境や漁業がどのように改善されたかの観点からの記述を見出すことは困難である。このことは有明海の再生を目指す委員会としては怠慢といわねばなるまい。おそらく、誇るべき成果がないことを自覚しているためと思われる。

以上、報告書の問題点について、全般的観点から指摘をした。一方、報告書記載の個々の事項についても問題とすべきことが非常に多い。だが多岐にわたり紙数を要するのでここでは触れない。これについては前に紹介した報告類を見ていただきたい。

4. 結び

有明海異変の解決を目指すべき評価委員会が、世間一般がその根本原因と考える諫早湾干拓事業を完全に無視して、以上に述べたような極めて問題が多い膨大な報告書を発表したのには驚かざるを得ない。ただし委員会の中には、科学的良心に富む委員も少なからずおられるはずである。その方たちが、このように諫早湾干拓事業を全く考えない議論や報告書に納得しておられるとは到底考えられない。

それにもかかわらずこのような報告書が出来上がるには、委員会の運営に問題があると思われる。おそらく諫早湾干拓事業には手を付けたくないと考える農水省と環境省を主体とする事務局が資料原案を作り、これに疑問を持つ委員には注文を付ける機会を与えるだけで、発言を取り上げないという事務局主導の体制があるためと考えられる。委員たちはその案の権威付けに利用されていると判断せざるを得ない。

また裁判所の判断も、有明海問題に関して国の唯一の公的判断機関である委員会の、科学的に非常に問題が多い報告書に依存しているところが大きいのである。一方、この評価委員会は環境省所管である。環境省は

日本の自然環境を保護する任務を負っている。その環境省が、有明海の自然環境を破壊している可能性が高い諫早湾干拓事業を完全に無視する姿勢は、あってはならないことであり、猛省を促したい。

今までの委員会の活動では、諫早湾干拓事業後に発生した有明海の崩壊した環境や漁業の衰退は回復することは期待できず、漁民や住民の苦難は続くのであり、それを委員会委員は容認していることになる。かくして委員会委員の社会的責任は極めて重い。良識ある委員の積極的発言を期待するところが大きい。

参考文献

- 有明海・八代海等総合調査評価委員会（2017）：報告書、684+8頁
諫早湾開門研究者会議編（2016）：諫早湾の水門開放から有明海の再生へ―最新の研究が示す開門の意義、有明海漁民・市民ネットワーク、119頁
諫早湾開門研究者会議（2017）：2016年報告案に関する有明海・八代海等総合調査評価委員会への意見、有明海の環境と漁業、2号、20-22
九州弁護士会連合会・熊本県弁護士会（2002）：川と海を考える―環境保全と住民参加―、第55回九弁連大会シンポジウム、180頁
佐々木克之（2016）：2016年報告書原案における汚濁負荷量、水底質、干潟、漁業生産について、有明海の環境と漁業、1号、15-19
佐々木克之（2017）：有明海評価委員会の評価―開門調査を提言し原因解明に前進せよ、有明海の環境と漁業、3号、18-24
速水頌一郎・宇野木早苗（1970）：瀬戸内海における海水の交流と物質の交換、第17回海岸工学講演会論文集、385-393
吉野隆二郎（2016）：有明訴訟における評価委員会の見解が果たした役割、有明海の環境と漁業、1号、20-23



諫早湾干拓問題ラジオ AI ネット放送中！

漁民ネット東京事務局のメンバーが中心となって、「諫早湾干拓問題ラジオ AI ネット」というネットラジオの生放送を、毎月1回YouTubeで行っています。2014年12月にスタートして、今年の6月23日の放送で第50回を迎えました。毎回、漁業者、研究者、弁護士など、諫早湾干拓問題に関わるさまざまな方に電話やスカイプで出演していただき、お話を伺っています。最近では、9月の第52回に弁護士の堀良一さん、10月の第53回に漁民ネット副代表の中田猶喜さんにご出演いただきました。

以下のアドレスで、生放送、アーカイブ（録音）を聴くことができます。番組のご案内は主にフェイスブックやツイッターで発信していますので、ぜひフォローをお願いします。

●生放送（毎月第4日曜日 22時～22時30分）

<https://www.youtube.com/user/gyominnet/live/>

●アーカイブ（過去の放送をいつでも聴くことができます）

<http://www.ariake-gyomin.net/radio/>

●フェイスブック <https://www.facebook.com/ariakegai/>

●ツイッター <https://twitter.com/radioainet/>

有明海漁民・市民ネットワーク会員募集

有明海漁民・市民ネットワークは、有明海の漁業や環境の再生のために活動している漁業者、市民、研究者などによるNGOです。ぜひご入会の上、ご支援をお願いします。入会ご希望の方は下記の郵便振替口座まで年会費をお送りください。

- ・年会費：漁業者1000円／一般市民3000円
- ・郵便振替口座：00120-3-250346
- 加入者名：有明海漁民・市民ネットワーク

編集後記

今号では、宇野木早苗さんと佐々木克之さんによる有明海評価委員会の2017年報告を批評する論文を掲載しました。先生からは原稿をかなり前にいただいておりましたが、発行の都合で掲載が大変遅くなってしまったことをおわびします。評価委員会は次の報告（中間取りまとめ）を2021年度に行うとしています。諫早湾干拓事業と有明海異変の因果関係にきちんと向き合った報告が出されるよう、漁民ネットとしてもこの委員会の審議に注目し、働きかけを続けていきたいと思っています。（陸）